

平成 28 年 4 月 22 日

外国為替及び外国貿易法違反企業に対して警告を行いました

経済産業省は、本日、シルバーマーケット有限会社(法人番号 7021002017123)による外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)違反事件に関し、厳正な輸入管理を求めることを主な内容とする警告を行いました。

1. 事件の概要

シルバーマーケット有限会社は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の規制対象であり、輸入に際し外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要なクロコデュルス・シアメンシス(シャムワニ)のはく製4体について、平成 23 年 9 月、経済産業大臣の承認を受けずにタイ王国から輸入しました。

2. 当省の対応

本日、貿易経済協力局長名により、シルバーマーケット有限会社に対し、今後、貿易関連法規に対する理解を深め、厳正な輸入管理を実施するように厳重に注意を喚起するとともに、再発防止のために輸入管理方法の明確化及び法令遵守の徹底を求める警告を行いました。

(警告対象企業)

シルバーマーケット有限会社(法人番号 7021002017123)
神奈川県鎌倉市材木座 4 丁目 1 番 18 号
代表取締役 牧野 義之

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課長 戸高
担当者 福田
電 話: 03-3501-1511(内線 3242)
03-3501-0538(直通)
03-3501-5896(FAX)